神室狩猟鳥獣捕獲禁止区域 指定計画書 (新設)

1 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の概要

- (1) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の名称 神室狩猟鳥獣捕獲禁止区域
- (2) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の区域 別添区域説明図のとおり
- (3) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで(10年間)

2 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定に関する指針

(1) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定目的

この区域は、昭和61年から新庄市、金山町及び最上町にわたっている神室鳥獣保護区として鳥獣の保護を図ってきた区域の最上町の部分であるが、近年、イノシシの生息数増加、ツキノワグマの大量出没等により里山の農林業被害や人的被害への対応が必要な状況となっている。

この度、神室鳥獣保護区は新庄市及び金山町の部分に縮小し、最上町部分を新たにイノシシ、ニホンジカ及びツキノワグマの狩猟に制限を設けない狩猟鳥獣捕獲禁止区域として、農林業被害の軽減と鳥獣の保護管理の両立を目指すものである。

(2) 管理方針

- ア 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息 状況を把握する。
- イ ハイカー等の増大による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場 巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境を維持し、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶ ことのないようにする。
- ウ 農林業被害の発生状況を把握し、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害 や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

3 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の面積内訳

別表1のとおり

4 指定区域における鳥獣の生息状況

- (1) 当該地域の概要
 - ア 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の位置

新庄市、金山町及び最上町にまたがる栗駒国定公園内の最上町部分に位置している。

イ 地形、地質等

標高1,365mの神室山を中心に南北に連なる分水嶺の西側一帯を区域とし、その地形は深く侵食され、急峻な地形である。

ウ 植物相の概要

ブナーチシマザサ群落、キタゴヨウークロベ群落などの自然植生が残るほか、人工林が介在している。

エ 動物相の概要

猛禽類(イヌワシ、オオタカ、クマタカ)、中型の哺乳類及び小型の鳥獣

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類 別表2のとおり

イ 獣類 別表3のとおり

- (3) 当該地域の農林水産物の被害状況
 - ①当該地域の加害鳥獣及び被害作物・樹木名等

なし

②当該地域の年度別個体数調整許可件数

種名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
ツキノワグマ	1	1	1	3

5 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定及び維持管理に関する事項

(1) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域用制札

11本(0)

※()内の数値は既設の本数

6 参考事項

なし

別表1 神室狩猟鳥獣捕獲禁止区域の面積内訳

◆形態別面積内訳

▼ // / / / / / / / / / / / / / / / / /	狩猟鳥獣捕獲禁止区域				
	既存面積		拡大 (縮小) 後の面積		
総面積	0 ha	5, 382 ha	5, 382 ha		
林 野	ha	5, 382 ha	5, 382 ha		
農耕地	ha	ha	ha		
一 水 面	ha	ha	ha		
その他	ha	ha	ha		

◆所有別面積内訳

▼万戸月が1回行列で	狩猟鳥獣捕獲禁止区域				
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大 (縮小) 後の面積		
国有地	0 ha	5, 382 ha	5,382 ha		
■ 国有林	ha	5, 382 ha	5,382 ha		
一林野庁所管	ha	5, 382 ha	5,382 ha		
─ 制限林	ha	5, 350 ha	5,350 ha		
- 保安林	ha	5, 349 ha	5,349 ha		
一 砂防指定地	ha	1 ha	1 ha		
	ha	ha	ha		
┗ 普通林	ha	32 ha	32 ha		
─文部科学省所管	ha	ha	ha		
- 国有林以外の国有地	ha	ha	ha		
環境省所管	ha	ha	ha		
地方公共団体有地	ha	ha	ha		
一都道府県有地	ha	ha	ha		
制限林地	ha	ha	ha		
₩ 保安林	ha	ha	ha		
— 砂防指定地	ha	ha	ha		
■ その他	ha	ha	ha		
一普通林地	ha	ha	ha		
┗ その他	ha	ha	ha		
一 市町村有地等	ha	ha	ha		
制限林地	ha	ha	ha		
- 保安林	ha	ha	ha		
— 砂防指定地	ha	ha	ha		
┗ その他	ha	ha	ha		
─ 普通林地	ha	ha	ha		
- その他	ha	ha	ha		
私有地等	ha	ha	ha		
— 制限林地	ha	ha	ha		
▶ 保安林	ha	ha	ha		
— 砂防指定地	ha	ha	ha		
┗ その他	ha	ha	ha		
─ 普通林地	ha	ha	ha		
— その他	ha	ha	ha		
公有水面	ha	ha	ha		
計	0 ha	5, 382 ha	5,382 ha		

▲他注会による担制区域

▼旧仏りによるが同位域					
	狩猟鳥獣捕獲禁止区域				
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大 (縮小) 後の面積		
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha		
— 特別地域					
- 普通地域					
自然公園法による地域	0 ha	5, 142 ha	5, 142 ha		
- 特別保護地区					
- 特別地域		5, 142	5, 142		
■ 普通地域					
文化財保護法による地域	ha	ha	ha		

- (社) 1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。 2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に()書きで上段に記載する。 3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で()書きで記入する。 4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。

- 5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

鳥類

神室狩猟鳥獣捕獲禁止区域

		科	, and the second	種または亜種	種の指定等(国)	種の指定等(県)	備考
	タカ目	タカ科		オオタカ	NT	EN	留鳥
				<u>クマタカ</u>	EN	EN	留鳥
				イヌワシ	EN	CR	留鳥
		ハヤブサ科		チョウゲンボウ	_	=	冬鳥
	キジ目	キジ科		ヤマドリ	_	NT	留鳥
	ハト目	ハト科	0	キジバト	_	=	留鳥
	カッコウ目	カッコウ科	0	カッコウ	_	NT	夏鳥
			0	ホトトギス	_	_	夏鳥
	ブッポウ目	カワセミ科		ヤマセミ	_	VU	留鳥
				アカショウビン	_	NT	夏鳥
	キツツキ目	キツツキ科		アオゲラ	_	_	留鳥
				コゲラ		=	留鳥
	スズメ目	ツバメ科		イワツバメ	_		夏鳥
		セキレイ科		ビンズイ			留鳥
		カワガラス科		カワガラス	_		留鳥
		ミソサザイ科	0	ミソサザイ			留鳥
		イワヒバリ科		カヤクグリ	_	_	留鳥
		ツグミ科		クロツグミ	_	_	夏鳥
		ウグイス科		ヤブサメ	_	_	夏鳥
			0	ウグイス	_	_	留鳥
		ヒタキ科		キビタキ			夏鳥
		ホオジロ科	0	ホオジロ	_	<u> </u>	留鳥
合計	7目	16科		22種			

(別表3)

獣 類

	目	科		種または亜種	種の指定等(国)	種の指定等(県)	備考
	ネコ目	イヌ科	0	ホンドタヌキ	_	_	
			\circ	ホンドキツネ	_	_	
	_	イタチ科	0	ホンドテン	_	_	
	_			ニホンアナグマ	_	_	
		クマ科		ニホンツキノワグマ	H // 1 1 1 7		
	ウシ目	ウシ科		<u>ニホンカモシカ</u>	特別天然記念物	要注目	
	ネズミ目	リス科	\circ	ニホンリス	_	_	
				ニッコウムササビ	_	NT	
	ウサギ目	ウサギ科	0	トウホクノウサギ	_	-	
合計	4目	6科		9種		·	

- 1. データは鳥獣保護区管理調査結果等に拠る。 2. 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、鳥類については「日本鳥類目録 改訂第7版(日本鳥類学会、2012年)」、獣類については「日本野生鳥獣目録(環境省自然環境局 野生生物課、平成14年7月)」に拠った。

地理院地図

